

特定相談支援事業所・一般相談支援事業所 りんく

平成24年4月より、障害者自立支援法（H25年4月より障害者総合支援法）改正により
○支給決定プロセスの見直し・・・サービス等利用計画の作成対象者拡大
○相談支援体制の強化・・・地域移行支援、地域定着支援の個別給付化
が図られることとなり、社会福祉法人ジェイエイみえ会では、上記二事業を行う相談支援事業所を開設いたしました。

事業の実施にあたりましては、障害者総合支援法の関係法令を遵守し、適正な事業運営に努めます。

基本理念 障害のある方、その保護者の意思及び人格、主体性を尊重し、常に当事者の立場に立ちながら、自立した日常生活または社会生活を営むことができるように支援します。

所在地 〒510-0226 三重県鈴鹿市岸岡町589-6

相談受付時間 月曜日～金曜日（祝日を除く） 8:30～17:30
※相談員が訪問のため外出していることがありますので、ご契約者様が来所をお考えの場合には事前にご連絡ください。

TEL 059-392-7777

FAX 059-384-0525



特定相談支援事業所りんく（指定番号 2430300869）

支援内容 <計画相談業務>
障害のある方の相談に応じ、必要な情報の提供等を行うと共に、障害福祉サービスを使うためのサービス等利用計画を作成します。
また、支給決定後にはサービス事業者等との連絡調整を行うと共に、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証をし、必要に応じて変更手続き等のお手伝いをします。

対象 ①福祉サービスをお使いの方 ②福祉サービスを初めてお使いになる方

利用方法 まずはお住まいの市町村の障害福祉課へお問い合わせください。

体制整備加算に関する事項 各種研修を修了した相談支援専門員を配置しております。
※（ ）内は修了証書日付です。
○精神障害者支援体制加算
・平成30年度三重県精神保健福祉基礎研修／基礎知識編（H30.5.15）
・平成30年度精神科医療と福祉の連携研修会（H30.12.14）
○要医療児者支援体制加算
平成30年度重症心身障害児者等コーディネーター育成研修（H30.11.24）
○行動障害支援体制加算

強度行動障害支援者養成研修／基礎研修（H29.1.26）

強度行動障害支援者養成研修／実践研修（H31.2.22）

一般相談支援事業所りんく（指定番号 2430300703）

支援内容

①地域移行支援

障害者支援施設、精神科病院等に入所、入院されている方の地域移行支援（退所、退院のお手伝い）を行います。

②地域定着支援

単身で生活をされている障害をお持ちの方に対して常時の連絡体制を確保します。

対象

①地域移行支援

障害者支援施設や精神科病院等に入所、入院されている方で地域での生活をご希望されている方で65歳以下の方。

（近隣の障害者支援施設、精神科病院に限定させて頂いております。）

②地域定着支援

鈴鹿市内に単身で生活をされている障害をお持ちの方。

利用方法

まずはお住まいの市町村の障害福祉課へお問い合わせください。